

申請者 住所
氏名又は名称 印
確 約 書

私は、別紙の有機認定申請に対し、特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会に要求される以下の
ことについて間違いなく応じることを確約します。

記

1. 認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること。
2. 格付の表示にかかる JAS 法の規定を遵守すること。
特に、有機 JAS マークは部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行なうこと。
3. 格付の表示を行なって出荷をするときは、当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に「有機」の表示及び有機 JAS マークを付すことによる格付を行なって出荷し、その格付実績を記録し、根拠書類とともに保持すること。
4. 格付の検査において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に有機の表示を行なってはならない。又、不合格品は、合格品と混合することの無いよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じること。
5. 農林水産大臣の行なう格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費技術センターによる報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
6. 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ貴会に通知すること。
7. 認定を受けている旨の広告又は表示を行なうときは、認定対象農林物資以外の製品について貴会の認定を受けていると誤認させ、又は貴会の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
8. 認定を受けている旨の広告又は表示を行なうときは、認定対象農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行なわないこと。
9. 貴会が、(7)又は(8)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
10. (7)又は(8)のほか、第三者に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行なう場合は、認定対象農林物資以外の製品について貴会の認定を受けていると誤認させ、又は貴会の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
11. 貴会が行なう認定事項の確認調査等に協力すること。
12. 生産行程管理記録又は品質管理記録又は小分け管理記録、及び格付検査の記録、不合格品処分記録、有機 JAS マークの管理記録を作成し、根拠書類と共に別に告示等で定められる期間保持しておくこと。
13. 毎年6月末までに、その前年度の格付実績を貴会に報告すること。
14. 貴会が必要な報告を求め、又は事務所、ほ場、製造所に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿、その他の物件を審査することができること。
15. 私が、(1)から(12)までの要求事項に違反し、又は(13)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(14)の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたとき、又は認定手数料、調査手数料等の支払いを行なわない場合は、貴会は認定の取り消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
16. 私が、(15)の請求に応じないときは、貴会はその認定を取り消すこと。
17. 貴会が、私の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地並びに認定の年月日、(15)の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しを行なった理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
18. JAS 製品に関して持ち込まれた苦情は全て記録し、苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を貴会の求めに応じて貴会に利用させること。
19. 私が貴会から格付の表示を付した製品の出荷の停止、又は認定の取消しを受けた場合は、認定対象農林物資に関するすべての宣伝・広告などを中止し、貴会の要求どおりに認定証書を返却すること。